

事務連絡

平成25年10月9日

特定福祉用具販売事業者 御中

住宅改修事業者 御中

熊本市高齢介護福祉課長 山浦 英樹

( 公 印 省 略 )

### 社名等の変更による申請時の取り扱いについて

日頃から本市介護保険行政の推進についてご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、住宅改修費申請手続きにおいては、事前の申請と確認、施工・完成、事後の申請と決定、といった手順が必要なため、1件の申請案件が完了するまでに一定の期間がかかります。

その間に住宅改修事業者の社名・代表者名・代表者印等の変更があった場合について、次のとおり取り扱います。

#### 1. 社名等を記載するときの新・旧の判断方法について

事後の申請書を提出する際に、社名・代表者名・代表者印等が変更となった内容と変更の日付けが確認できる書類を添付してください。(様式は問いません。)

添付された書類によって確認した変更日を基準日とし、その日より前に作成された申請書・委任状・請求書・領収書等の書類には旧社名等を、以後に作成された書類には新社名等を記載してください。

(例) 9月1日に住宅改修の事前申請・・・旧社名等を記載する。

↓

9月15日に社名等変更

↓

10月1日付けの請求書・・・新社名等を記載する。

#### 2. 福祉用具購入費の申請における社名等の変更について

福祉用具購入費の申請の場合で、福祉用具を購入した日から区役所窓口への申請日までに期間があり、その間に福祉用具販売事業者の社名等が変更になったときについても、上記1と同様の取り扱いとします。